

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付について

令和3年11月25日

本資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、生活再建までに必要な生活費用として貸し付けるものです。（内容については、一時的な資金の緊急貸付に関するご案内をご覧ください）

申請期間 令和4年3月31日（木）まで（当日消印有効）

《備前市社協からの送付書類》

借入申込書、重要事項説明書、借用書、収入の減少状況に関する申立書、状況確認シート兼自立相談支援機関への支援同意書、記載例（5枚）、確認チェックリスト、一時的な資金の緊急貸付に関するご案内、償還免除のご案内

○提出いただく書類

【申請書類】 各書類に署名捺印等が必要になります。

- 借入申込書
- 重要事項説明書
- 借用書
- 収入の減少状況に関する申立書
- 状況確認シート兼自立相談支援機関への支援同意書
- 確認チェックリスト
- 裏面の必要添付書類

★緊急小口資金特例貸付を利用されていない方 (①②③)

①住民票原本：

世帯員全員が記載されたもの／借入申込者と住所が一致／マイナンバーの記載がないもの

②本人確認書類のコピー：つぎのいずれか 1 点のコピー ※借入申込書の住所と一致

(自動車運転免許証／パスポート／マイナンバーカード／健康保険証／在留カード (特別永住者証明書) ※外国籍の方必須、コピーが必要)

③通帳又はキャッシュカードのコピー：

貸付金を送金する金融機関口座 (申込者名義に限る) のもので、表紙と 1 ページ目 (表紙を開いたところ)

★緊急小口資金特例貸付を利用されている方 (①)

①岡山県社会福祉協議会より通知された「緊急小口資金特例貸付決定通知書」のコピー ※手元がない場合、預金通帳にある緊急小口資金特例貸付の振り込みが確認できる箇所のコピーでも可能。

○申請にあたっての留意事項

- ・「申込書」「借用書」「重要事項説明書」「申立書」「状況確認シート兼自立相談支援機関への支援同意書」の記入にあたっては、記入例をご覧ください。
- ・来所申請される場合は、体調に留意し、マスク着用でお越しください。
- ・書類を送付される場合は、ご自身用にコピーを取りできるかぎりレターパック、簡易書留など追跡可能な方法でご送付ください。
- ・書類到着後、電話等で記入内容等の確認をさせていただきます場合があります。
- ・記入いただいた書類において、不備や不足があった場合、訂正や再送付、追加書類のお願いをすることがあります。

書類送付先

〒705-0022 東片上126 (市役所内2階)

(福) 備前市社会福祉協議会 生活福祉資金担当

☎ 0869-64-3033 (本所)